今号の主な内容

2面 東京都後期高齢者医療広域連合が設立

3面 予防接種を受けましょう

4面 「協働推進基金」NPO活動資金助成申請を受け付けます

4面 携帯電話版ホームページ「モバイル新宿区」を開設

広報しんじゅく

平成19年(2007年)
4・5
第1847号
(毎月5・15・25日発行)
発行 新宿区　編集 区政情報課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1　☎(3209)1111　ホームページHP http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/

私立新宿せいが保育園・学童クラブが開園

4月1日、区内の私立保育園では初めてとなる、学童クラブ室を併設した「新宿せいが保育園」がオープンしました。

同園を運営する社会福祉法人省我会は、昭和54年から八王子市で認可保育園を運営しています。子どもたちが自発的に活動できる保育環境を考えた「見守る保育」の実践は、全国的にも高い評価を得ています。

同園の開設により、待機児童の解消や多様な保育ニーズに対応するとともに、新たな保育の創造・保育環境の向上を目指します。また学童クラブは、落合地区の増加する需要に対応していきます。

施設の概要

【所在地】下落合2―10―20

【構造等】地上4階・地下1階（3階に学童クラブを併設）

【定員】115名（0歳児15名、1歳児20名、2歳児20名、3歳児20名、4歳児20名、5歳児20名）

特別保育等

①延長保育

仕事等で午後6時30分までに迎えに行くことができない場合、最長2時間の延長保育を行います。

【対象】区内在住で同園に在園している子ども、1時間延長の場合は0歳児クラスの満1歳から、2時間延長の場合は1歳児クラス以上

【利用時間】午後6時30分～8時30分（1時間単位）

【費用】保育料のほかに利用料が必要です。1時間延長の場合は月額4千円、2時間延長の場合は月額6千円、スポット（不定期利用）は利用時間に応じて月額の10分の1

②一時保育（5月中旬から）

緊急時や一時的に家庭で保育ができない場合、専用室で保育を行います。

【対象】区内在住で生後6か月以上の子ども

【利用日時】月～金曜日、土曜日は緊急時のみ、午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く）

【利用料】日額2千300円

③産休・育休明け入所予約（6月下旬から受け付け）

年度途中（9月～翌年2月）に産後休暇や育児休業明けで復職を予定している方の入所予約を受け付けます。

【対象】区内在住の満1歳未満の子ども

【定員】3名

④学童クラブ

【対象】小学1～3年生

【定員】36名

【利用日時】月～金曜日の放課後～午後7時、土曜日および学校休業日の午前8時～午後7時（祝日・年末年始を除く）

【利用料】月額6千300円

【延長利用】延長時間…午前8時～9時、午後6時～7時、利用料…月額2千円または1回200円

【問合せ】入園に関すること、産休・育休明け入所予約の手続きについて…**保育課入園係**（本庁舎2階）☎（5273）4527へ、運営・特別保育等の内容・学童クラブについて…**新宿せいが保育園**☎（3954）4190へ。

保育園の定員を増やしました

●19年4月から

区立富久町保育園の4歳児および5歳児の定員を22名から25名へ、区立中町保育園の4歳児および5歳児の定員を20名から22名に増やしました。

また、区立下落合保育園が私立新宿せいが保育園となり、定員も87名から115名に増えました。

高齢者福祉活動基金からボランティア団体等の活動費用を助成

この事業は高齢者福祉活動基金への寄付金や利子等で実施しています。皆さんの力を地域の活性化に生かしてみませんか？

◎高齢者支援活動

【対象】区内で高齢者福祉活動を行っているボランティアや団体の方

【対象事業】高齢者の自立や社会参加を促進するために19年度中に行う、次の①～⑩の事業のうち1事業

▼食事サービス事業…①食事サービス、▼高齢者の生活支援・介護予防に関する事業…②認知症予防・介護予防教室、③軽度生活支援、④IADL訓練、⑤生きがい活動支援通所、⑥福祉情報サービス、⑦福祉器具等の開発・改造等、▼高齢者の生きがいと健康づくりに関する事業…⑧社会参加による健康増進、⑨高齢者教養講座・生きがい講演会、⑩健康・生きがい啓発冊子の発行等

【助成額】200万円を限度（1団体に付き1事業のみ）

◎高齢者が担い手となる社会貢献活動

【対象】区内在住の55歳以上が構成員の過半数で、社会貢献活動を行っているか、これから実施する団体

【対象事業】地域で行う社会貢献活動（子育て活動・防犯活動・手芸教室や清掃活動ほか。高齢者支援活動は除く）

【助成額】30万円を限度（1団体に付き1事業のみ）……〈以下共通〉……

対象事業とならないものは、営利を目的とするもの、国・東京都・新宿区から補助・委託等を受けている事業、介護保険指定事業者が実施する介護保険給付事業です。

【助成金の交付】高齢者福祉活動基金運用委員会で審査の上、助成事業・金額を決定し、6月上旬に交付予定

【申込み】申請書を4月27日㈮までに、直接、**健康いきがい課いきがい係**（本庁舎2階）☎（5273）4567へ。申請書は同課で配布するほか、新宿区ホームページの健康いきがい課のページから取り出せます。

★事業説明会

地域の中で行ってみたいことを高齢者福祉活動基金助成金を使って実現してみませんか？皆さんのアイデアを募集します。当日はそのきっかけとなるよう、地域で活躍されている方に体験談をお話しいただきます。

【日時】4月10日㈫午後2時～3時

【会場・申込み】当日直接、区役所第1分庁舎7階職員研修室へ。

19年度介護保険料のお知らせ

●特別徴収（年金から天引き）の方

年金支給時に特別徴収する介護保険料を、4月9日㈪にはがきでお知らせします。

●普通徴収（納付書または口座振替でお支払い）の方

介護保険料納入通知書を4月13日㈮に送ります。納付書でお支払いの方には、納付書を同封します。4月20日㈮ころまでに届かないときは、介護保険課資格係へご連絡ください。

▼保険料額と計算方法

19年度の介護保険料は、18年中の所得を基にした19年度の住民税課税状況から決定します。19年度の住民税は6月に確定するため、今回お知らせする金額は、17年中の所得を基にした18年度の住民税課税状況から、仮に計算したものです。

▼3月中に65歳になった方、転入した65歳以上の方などへ

次に該当する方には、19年3月相当分の納付書も同封します。4月分とともに5月1日㈫までに納付してください。

①3月中に65歳になった方（昭和17年3月2日～4月1日生まれの方）、②19年3月1日以降に新宿区に転入手続きをした方、③17年中の所得に変更があった方等

▼口座振替のご利用を

保険料の納付には、納め忘れのない口座振替をご利用ください。本人名義のほか、希望により家族名義の口座から引き落とすこともできます。納入通知書に同封の「口座振替依頼書」でお申し込みください。

【問合せ】**介護保険課資格係**（本庁舎2階）☎（5273）4597へ。